

10 消防分署建設の考え方

(1) 消防分署建設の基本方針

- ① 市民の安全・安心な生活を守る地域防災のシンボルとなる消防分署
- ② むつ市消防ビジョンを考慮しながら現状の職員数に対応し、保有する消防車両台数を維持できる規模の消防分署
- ③ 防災拠点として耐震上及び防火上安全な建築構造であり、災害活動に迅速な初動体制が確立できる消防分署
- ④ 24時間勤務体制を考慮し、職員の執務環境に配慮した消防分署
- ⑤ 新消防分署に移転後、現消防分署の解体等及び整地までを速やかに実施

(2) 建築計画

ア 建設規模

建設規模は、「消防庁舎の標準仕様について（全国消防長会）」及び、「新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）」などを基準とし、当消防本部のほか、他消防本部において近年建設された、消防署、消防分署庁舎の事例を踏まえ、延べ面積でおおむね800㎡の庁舎を想定する。

イ 配置計画

配置計画は、下記の事項に留意し施設配置及び接道等の計画を行う。

- ① 緊急車両と来庁者車両の動線を極力分離し、交差させない。
(交差する場合は、一般車両の通行を制限する。)
- ② 緊急車両の出動動線は、速やかに出動できるようにする。
- ③ 来庁者駐車場と庁舎玄関を可能な限り接近させる。
- ④ 放水訓練、救助訓練、ホース洗浄及び体力増強訓練を行うためのスペースを確保する。

ウ 平面計画

平面計画は、次の事項に留意し、来庁者及び職員の動線を妨げないように計画する。

- ① 緊急時の職員の動線は、事務室、仮眠室又は食堂から速やかに出動できるようにする。
- ② 緊急時の職員の動線は、来庁者の動線を避けるようにする。
また、帰署後に、感染拡大防止処置が必要な職員と、その他職員の動線が交錯するのを避ける。
- ③ 平時の職員の動線は、来庁者の動線を妨げることなく、速やかに業務ができるような動線計画とする。
- ④ 来庁者の動線は、職員の動線に妨げられることなく、速やかに目的の部屋に到達できるようにする。
- ⑤ 職員数については、以下のとおりとして計画する。
 - ・川内消防分署 日勤者1名、隔日勤務者20名の計21名（最大当務員数8名）
 - ・脇野沢消防分署 日勤者1名、隔日勤務者16名の計17名（最大当務員数6名）

(事務室)

- ・待機室と通信室を兼ね備えたもので、一般事務室の機能の他、会議室的機能や災害出場に配慮した機能を有すること。

- ・事務室内に消防情報支援システム装置、防災無線装置、放送機器、監視モニター等、通信に係る装置を設置し、受付業務も兼任できるものとする。
- ・むつ市防災行政無線の放送設備を設置するスペースを確保する。放送をする際に支障とならないような区画、構造とする。
- ・来庁者の相談及び各種届け出処理などのためのコーナーを設ける。
- ・机などの自由なレイアウトが容易に行えるよう、床はOAフローアとする。
- ・事務室に打合せスペースと書庫棚を設ける。
- ・事務室に隣接して給湯室を設ける。
- ・応接スペースを設ける。

(書庫)

- ・建物内に書庫を設ける。
(書庫は保存文書及び査察台帳等を保管する。湿気対策を考慮する。)

(トイレ)

- ・職員専用が原則であるが、来客等も考慮した計画とする。
- ・男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレを設ける。

(災害待機室)

- ・災害時に消防団が集合したときの、消防分署内待機場所として計画する。
- ・職員の会議室としても使用する。

(車庫)

- ・災害出場が安全かつ容易にでき、消防車両を使用した訓練ができるよう建物前面に空地スペースを設ける。
- ・車庫内の高さは消防車両上部で作業できる高さを確保する。
- ・車庫シャッターは、寒冷地対策及び緊急出動を考慮するとともに、高速開放できるものとする。
- ・救急車の収容場所は、専用区画とし救急消毒室、救急用具室へ直接出入りできるよう計画する。
- ・車庫内の収容車両は、以下のとおりとして計画する。

川内消防分署 ・ ・ ・ ・ ・ 8 台

[常備車両]	水槽付消防ポンプ自動車	1 台
	小型動力ポンプ付水槽車	1 台
	救急車	1 台
	広報車	1 台
	搬送車	1 台
[非常備車両]	消防ポンプ自動車	2 台
	指令車	1 台

脇野沢消防分署 ・ ・ ・ ・ ・ 5 台

[常備車両]	水槽付消防ポンプ自動車	1 台
	救急車	1 台
	広報車	1 台
	資機材搬送車	1 台

[非常備車両] 消防ポンプ自動車 1台

- ・消防車両の排気ガスを容易かつ効果的に排気できる構造とする。
- ・ユニットシャワーを設ける。
- ・消防用ホースが収納可能な保管ラックを設ける。
- ・洗車が容易にできるよう給水設備を設けるものとし、温水供給も可能とすること。
- ・床面は消防車両の荷重を考慮の上計画し、使用するに当たって不具合が発生しないよう対策を施すこと。
- ・汚れ物を洗濯するための洗濯機スペースを給水設備付近に設ける。

(出場準備室)

- ・防火衣着装や災害出場時の準備のため出場準備室を設ける。
- ・防火衣収納ロッカーを設置する。
- ・防火衣収納ロッカーの下部には、一人当たり長靴が2足以上収納できる靴箱を、上部には、個人装備を収納できる棚を設けること。
- ・指令端末装置及び指令モニターを設置する。

(救急消毒室)

- ・救急活動における搬送者からの感染防止を図るための機能を有すとともに、救急帰署後、速やかに使用救急資機材等を洗浄できる配置とする。
- ・入り口ドアの開閉は、直接触れることなく開閉できるものとする。
- ・流し台シンクは2槽式とし、1槽は消毒剤に器材を浸し消毒できる仕様とする。

(救急用具室)

- ・救急資機材の殺菌灯を設置する。
- ・施錠可能な薬品保管庫を設ける。

(物品庫・機器整備室)

- ・消防活動用資機材保管スペース、機械整備を行うスペース、工具器具設置スペース及び予備空気ボンベの保管スペースを確保する。
- ・車庫から直接出入り可能な動線を確保する。

(乾燥室)

- ・冬期間及び雨天時にホース等を乾燥する。
- ・防火衣、ウェットスーツ等、着装品が乾燥できるものとする。
- ・乾燥させる物品を置く棚を設置する。

(油脂庫)

- ・消防車両、救助器具等に使用する燃料を備蓄する。
- ・車庫から直接出入り可能な動線を確保する。
- ・消防法令等を遵守した安全な構造とすること。

(装備品倉庫)

- ・車庫に併設して設ける。

- ・棚を設け、消防車両タイヤの収納スペースを確保する。
- ・各種行事の啓発看板の収納スペースを確保する。
- ・収容物を容易に出し入れでき、かつ作業スペースを確保する。

(多目的室(会議室兼研修室兼訓練室))

- ・会議室と研修室を兼ね、さらに屋内の訓練室としての機能も有するものとする。
- ・訓練等から発生する騒音対策を施すこと。

(収納庫)

- ・多目的室に隣接し、長机、椅子並びに体力練成器具の収納をする。
- ・長机・椅子と体力練成器具は入れ替え収納し、出し入れが容易にできるスペースを確保する。

(仮眠室)

- ・原則として個室タイプとする。
- ・床は歩行騒音が少ない材質を使用する。
- ・外部からの騒音及び夜間採光を遮断する。
- ・仮眠室のベッドは共用で、寝具収納棚を設ける。
- ・女性用仮眠室にはロッカーを設置する。
- ・女性職員用仮眠室には、洗面所、洗濯スペース及びユニットシャワーを設ける。

(厨房・食堂)

- ・床、壁の汚れを容易に落とすことができること。
- ・食堂内に専用の手洗いを設ける。

(シャワー室・脱衣室)

- ・脱衣室には棚を設ける。
- ・ユニットシャワーは2台が同時に使用できる給湯量を有する仕様とする。
- ・脱衣場所は2名が個別に窮屈でなく脱衣できるスペースを確保する。

(洗面・洗濯室)

- ・洗面所はシャワーヘッド式の蛇口とする。
- ・洗面台は洗顔、洗髪の際にお湯が飛散しにくいよう、十分な深さを有すること。
- ・洗面用具が収納できる収納棚を設ける。
- ・洗濯室スペースに洗濯機を最低1台設ける。

(ロッカー室)

- ・川内消防分署21名分、脇野沢消防分署17名分のロッカーを設置する。
- ・職員が更衣する十分なスペースを確保する。

(機械室)

- ・メンテナンスが容易な設備計画とする。
- ・自動運転のほか、事務室からの遠隔操作による運転制御が可能であること。

(電気設備・自家発電設備)

- ・省エネルギータイプでメンテナンスが容易な設備計画とする。

(備蓄倉庫)

- ・災害時の消防活動能力を維持するために、非常用の食料、飲料及び資材を備蓄する。
- ・備蓄品を収納するための棚を設ける。

(ホース乾燥設備)

- ・建物内部又は外部にワイヤーを用いたハンガー式のホースタワー 1 機を設ける。
- ・ホースタワーは運転時の騒音が極力発生しにくい構造（モーター駆動等）であること。
- ・保守点検が容易かつ安全に行えるもので、塩害及び長年の使用に耐える部材等とする。

(消防水利)

- ・敷地内又は敷地直近に消火栓を設ける。
- ・敷地内に耐震性能を有する貯水施設（40m³以上）を設ける。
- ・貯水施設は敷地内消火栓から容易に給水できる配置とする。

(ゴミ置き場)

- ・建物内の収集が容易な場所にゴミ置き場を設ける。
- ・ゴミごとに区分して置けるスペースを確保する。

(砂置き場)

- ・建物敷地内に乾燥砂置き場を設ける。
- ・雨や雪が浸入しない構造とし、乾燥砂を麻袋に詰め込む作業スペースを確保する。

(庁舎看板)

- ・道路に面した視認しやすい場所に、来庁者等から分かりやすいような看板を設置する。

エ 立面計画

- (ア) 庁舎は防災拠点であるとともに、街づくりのシンボルとなるような外観とし、「地域のシンボルとなる庁舎」をイメージした施設づくりを行う。

オ 構造計画

災害時に拠点として機能すべき施設

耐震安全性の分類：構造体	I類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

重要度係数：I=1.5

(3) 設備計画

ア 設備計画の目的

電気及び機械設備の計画に当たり、本施設に必要とされる機能性、安全性、快適性等に留意するとともに、環境負荷低減等についても十分配慮した計画とする。

(ア) 電力の安定供給

消防庁舎という災害対策の中心的役割を担う施設であることから、電源の安定供給を確実にするとともに、非常時は発電設備などにより最低限、72時間の電力を確保する。

(イ) 防災設備の充実

火災や地震、津波等の災害に対し、迅速かつ的確な対応を可能にする防災拠点とするため、防災設備を充実させる。

イ 電気設備計画

共通事項

防災拠点として整備するため、庁舎部分の全ての電源系統は、負荷種別毎に分割し、災害時及び瞬低・停電時のバックアップを行う。

(ア) 受電電気設備

自然災害による被害を受けにくい場所に、キュービクル式の受変電設備を設置する。

(イ) 発電設備

非常時及び停電時に分署の業務が、72時間以上連続可能な非常用発電設備を設置する。

(ウ) 幹線設備

キュービクルより各階電灯分電盤・電力制御盤及びOA用分電盤等へ将来の増設にフレキシブルな対応が可能な、ケーブルラック配線にて電源の供給を行う。消防用設備等の防災負荷用幹線は耐火ケーブル配線とする。

(エ) 動力設備

各動力盤（空調・換気・衛生動力・その他）より、各動力機器等の負荷設備に電源及び制御用配線を行う計画とし、省人力化のため自動運転を行うとともに、防災盤にて故障等警報監視が可能な計画とする。

(オ) 電灯設備

各階に電灯分電盤を計画し、各室の照明器具等の配線を行う。

・基準照度

各室の照度はJ I S照度基準及び、建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）による。

・照明器具形式

各室の照明器具形式はLED照明とし、各室用途及び意匠に配慮した照明計画とし、事務室は映り込み防止に配慮した器具とする。

・点滅計画

スイッチ類は各室ごとに単独設備し、夜間の緊急出場に迅速に対応するため、共用部及び仮眠室等は集中制御とする。

・配線方式

ケーブルによる天井内配線を原則とする。

- (カ) コンセント設備
各階の電灯分電盤及びO A用分電盤より、各室に設置する一般コンセントなどへ配線する。
自動販売機類などは専用回線の配慮とする。
- (キ) 接地工事
消防緊急通信指令用として単独専用接地（E A、E D）を設ける計画とし、接地端子を通信関連各室に設ける計画とする。
- (ク) 構内交換設備
N T Tの電話工事により、必要回線数を引き込むこととし、保安基盤まで配管、配線する。
配線のフレキシビリティを高めるため通信幹線ルートは、ケーブルラックに配線とする。またラックなどは、将来の増設に対応可能なものとする。
- (ケ) 構内情報通信網設備
庁内情報通信及び消防緊急通信指令用の配管を設置するものとし、ケーブルラック、O Aフロア及び配管により必要各所に配線可能なものとする。
- (コ) 情報表示設備（電気時計設備）
複合防災盤内に親時計を設置し、各居室等に子時計を設置する。
時刻修正は、F Mアンテナからの通信による自動修正とする。
- (サ) 出動表示設備
道路への緊急車両出動時に、通行車両への表示用として、文字表示及びサイレンによる出動表示設備を設置する。
事務室の出動車両が視認できる位置に出動報知操作盤を設置する。
- (シ) 映像・音響設備
会議室に会議用映像・音響設備を設置する。
- (ス) 拡声設備
事務室に業務放送のアンプを設置し、館内放送館内一斉及び系統別放送が可能なものとする。
停電時にも緊急放送が可能なように、非常電源内蔵型アンプとする。
- (セ) 誘導支援設備
- ・トイレ呼出設備
多目的トイレに呼出用押しボタンを設け、複合防災盤に組込まれたトイレ呼出受信機に警報表示を行う。
 - ・インターホン設備（電気錠設備を含む）
親機はモニター付で事務室に、子機はカラーモニター付で風除室に設置する。
- (ソ) テレビ共同受信装置
屋上にテレビアンテナ用ポールを設置し、F M/U H F / B Sアンテナを設置する。
各室のテレビ端子及び信号を必要とする機器端子までの配管配線を行う。
- (タ) 防犯設備
防災、防犯、安全管理の観点から建物自体が24時間休みなく安全に稼働できるようなセキュリティシステムを構築し、災害出場により職員不在になる場合には、来庁者出入口以外が施錠できるシステムを付加する。
- (チ) 中央監視設備
事務室内の配置計画上適切な箇所に敷地内施設全体の遠隔監視・制御が可能な設備を構築し、監視・制御対象は次の各種設備程度とする。

- ・受配電システム遠隔監視
- ・共用部分照明点滅制御
- ・各種ポンプ・ファン類の遠隔監視制御
- ・車庫部分照明点滅及びシャッター開放制御
(シャッター閉錠は車庫での操作を原則とする。)

(ツ) 避雷設備
現実的に本施設が被害を避けることができるよう、適切に整備する。

(4) 機械設備計画

ア 共通事項

- (ア) P S・D Sの配置、ピット等は、更新性や拡張性に配慮した計画とする。
- (イ) 給排水設備については、災害等の緊急時利用に配慮した計画とし、高耐久性に配慮するとともに、腐食等の変形が生じにくいものを使用する。

イ 空気調和設備

- (ア) 空気調和設備
各施設の機能、規模に応じて、最適な空調方式を選定するとともに、環境負荷の策などを考慮する。
- (イ) 排気ガス排出装置設備
車庫の換気は、消防車等の冬季の暖房運転を考慮し、排気ガス排出装置の設置を考慮する。
排気ガス排出装置設備を設置しない場合は、有効に排気ガスの排出が可能な構造とするほか、必要に応じた換気設備を設けること。

ウ 給排水衛生設備

- (ア) 給水設備
水道法、その他関係法令、工事基準を遵守し、安全かつ衛生的な水を確実に供給すること。
- (イ) 給湯設備
主な給湯供給箇所はユニットシャワー、洗面であり、給湯使用量の変動の対応できるように適切に計画する。

エ 衛生機器設備

利用者のニーズに適合した器具を選定・計画する。

オ 排水設備

排水方式は、屋内分流、屋外合流方式とし、屋外にて合流する。
洗車による排水及び消防訓練にて使用した排水は、屋外にて合流する。

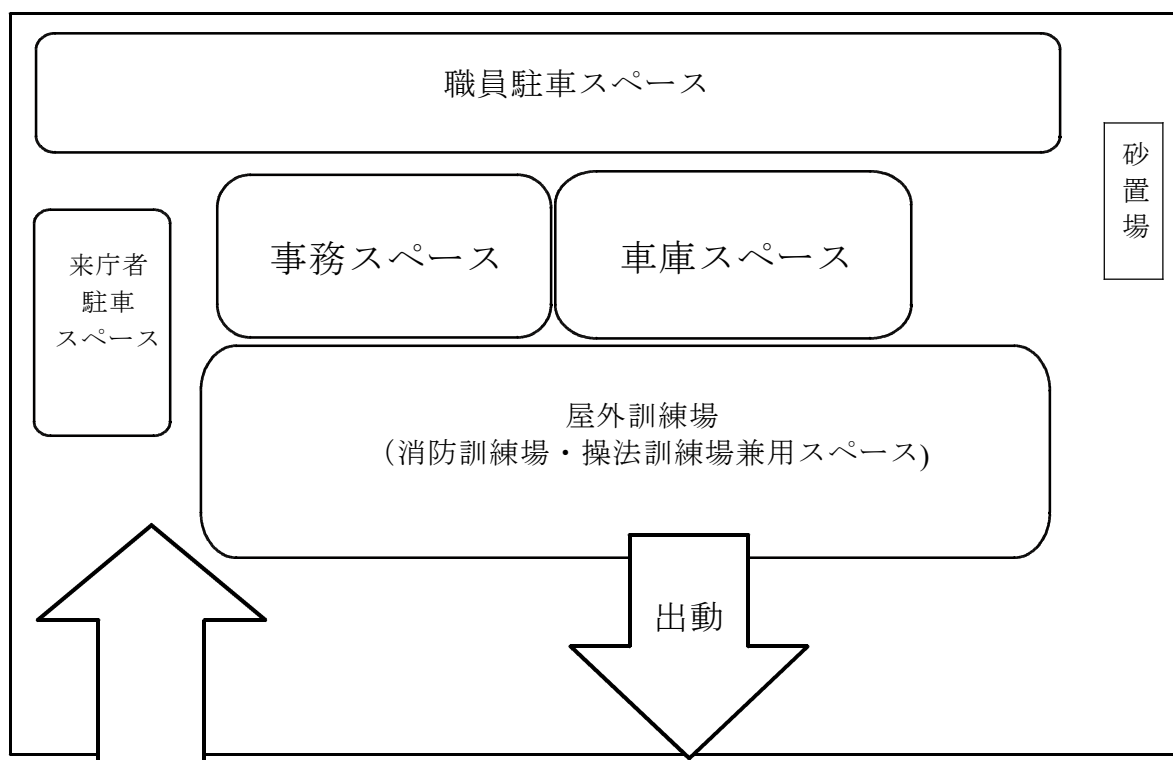
(5) 外構・造成計画

- ア 建物周辺部の主動線部分については、来庁者の出入りに障害のないよう段差の解消に努める。
- イ 駐車場などの外構計画については、必要十分なスペースを確保し、安全性を満足した計画とする。
- ウ 敷地平場部分には、不審者が自由に侵入しないようフェンス等を適宜設置する。

(6) 付帯設備計画

名 称	設 置 位 置	備 考
防火服収納ロッカー	出場準備室	
ホース収納棚	車庫	
多目的収納棚		
厨房用器具	食堂厨房	
防火水槽		耐震性40m ³ 以上
消火栓		
緊急出動表示灯		
ホース乾燥塔		ホース20本乾燥可能であること。
掲示板		ポスター等の掲示用
指令端末装置		指令端末装置及び無線機等移設
気象観測装置		通信スペースに表示板を設置
外灯		夜間訓練等で使用
放送設備		庁舎内及び外周で覚知できること
会議室用放送設備	会議室	アンプ、チューナー、マイク等
砂置場		
国旗掲揚ポール		
監視モニター		
庁舎看板	屋外	来庁者等に容易に視認しやすいように配慮する

11 敷地ゾーニングイメージ



12 事業計画

(1) 事業費について

緊急防災・減災事業債をはじめ、様々な財源を検証し、それらを有効に活用できるように事業を進めることで、財源を確保する。

(2) 想定スケジュール

早急の建替えを要することから、スピード感を持ち、事業スケジュールの短縮を図るため、川内・脇野沢両消防分署建設を同一規格で、同時竣工・同時移転することで、令和8年度上期の竣工・移転をめざす。

川内・脇野沢消防分署建設事業スケジュール（案）

事業内容	令和4年度(2022)				令和5年度(2023)				令和6年度(2024)				令和7年度(2025)				令和8年度(2026)							
	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月				
基本構想の策定			→																					
地質調査業務委託					→																			
プロポーザル発注 支援業務委託							→																	
用地買収 (鑑定・測量)							→																	
遺跡調査							→																	
プロポーザル実施									→															
既存建物 解体工事											→													
設計・施工 (用地造成含む)											→													
引越・移転																				→				
既存消防分署 庁舎解体工事																					→			
備考																								

